

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する労働者派遣法第23条第5項の規定に基づき、
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報を開示いたします。

関係条文	労働者派遣法第23条第5項
	派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

1	派遣労働者数		対象期間:2025年7月31日時点	
	30		人	
2	派遣先企業数		対象期間:2024年8月1日～2025年7月31日	
	9		社	
3	派遣料金・派遣労働者賃金に関する事項		対象期間:2024年8月1日～2025年7月31日	
	イ	平均派遣料金 (一人当たり8時間)	19702	円
	ロ	派遣労働者の平均賃金 (一人当たり8時間)	15,297	円
	ハ	マージン率	22.36	%
4	派遣元企業が講ずべき教育訓練に関する事項		対象期間:2024年8月1日～2025年7月31日	
	イ	安全衛生教育	実施時間(1人当たり)	2時間
	ロ	コンプライアンス教育	実施時間(1人当たり)	7時間
	ハ	新規採用者研修	実施時間(1人当たり)	1時間
	ニ	商材基礎研修	実施時間(1人当たり)	8時間
	ヘ	高度クロージング研修	実施時間(1人当たり)	4時間
5	労使協定に関わる事項		労使協定有効期間:2026年4月1日～2027年3月31日	
	イ	労使協定の締結可否	締結済み	
	ロ	労使協定の対象労働者の範囲	原則として、派遣契約を締結するすべての派遣労働者	

会社情報	株式会社くらぞう	東京都台東区入谷2-27-8 西澤ビル1階
------	----------	-----------------------